

平成23年度 高齢者等居住安定化推進事業について

国土交通省
平成23年2月

平成23年度高齢者等居住安定化推進事業の公募概要

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

～ 事務局による個別審査 ～
・事業の要件への適合性を確認

サービス付き高齢者向け住宅(仮称)として登録する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームを整備するもの

 **別途公募**

平成22年度との変更点

変更1

H22 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門



H23 サービス付き高齢者向け住宅整備事業
(募集要領、実施スケジュールを別にして実施)

変更2

高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業については、地方公共団体による認定を得ているもの、又は、改正法施行前に着手しているものが対象

高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業

A 一般部門

～ 評価委員会による個別審査・評価 ～
・個々の提案内容について評価委員会により評価

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

- ・先導性の高い高齢者・障害者・子育て世帯向け住まいの整備
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者・障害者・子育て世帯の住まいに関する情報提供・相談
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B 特定部門

～ 評価委員会による包括評価 ～
・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮

B-1 ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-2 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

地方公共団体の認定等を受けている場合

～ 事務局による個別審査 ～
・事業の要件への適合性を確認

高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業<経過措置>

地方公共団体の計画に位置付けられた高齢者生活支援施設等

サービス付き高齢者向け住宅整備事業のイメージ

＜要件＞ サービス付き高齢者向け住宅として登録するものであること

＜主な登録要件＞

○ 住宅(ハード)に関する要件

- ・ 原則25㎡以上 ※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上
- ・ 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
- ・ 原則3点以上のバリアフリー化(手すりの設置、段差の解消、廊下幅の確保)

○ サービスの要件

- ・ 次のいずれかの者が常駐するなどにより、緊急通報及び安否確認サービスの体制があること

社会福祉法人、医療法人又は居宅介護サービス事業者の職員 等

○ その他

- ・ 賃貸借方式又はこれを準じた契約とすること (長期入院等を利用した退去を防止)
- ・ 前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置の実施 等

※その他の要件については、別途4月以降に開催予定の説明会等において周知する

＜補助率等＞

補助率 新築:1/10、改修:1/3

上限額 住宅100万円/戸、施設1,000万円/施設

一般部門の概要

<概要>

- ・高齢者・障害者・子育て世帯にかかる居住の安定を推進・支援するプロジェクトのうち、ハード・ソフト面で先導性が高いものを対象とする。
- ・内容について個々に評価委員会の評価を受け、その結果に基づいて国が選定するプロジェクトに対して助成

<補助率等>

○建築工事費等

- ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)
- ・設計費(補助率:2/3)

○技術の検証費

- ・居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用(補助率:2/3)

○情報提供及び普及費

- ・選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等(補助率2/3)

ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業のイメージ

<事業イメージ>



住宅改修グループ

ケアの専門家と設計者・工務店等の連携体制が整備されること

- 研修、情報提供、普及啓発、アセスメント等 (補助率2/3(上限1,000万円/グループ・年))
- 個々の住宅の改修 (補助率1/2(上限 200万円/戸))



<住宅改修グループ>

- 地域のケアの専門家※や設計者・工務店等により構成される団体・グループであって、次のいずれかに該当するもの
- [1]リハビリテーション機能を有する医療施設、介護保険施設を運営する医療法人等を構成メンバーとするグループ
 - [2]地方公共団体の認可により設立された福祉、医療又は建築に関する団体**が中心となって設立するグループ
 - [3]地方公共団体が主体となって設立された協議会等の団体又は地方公共団体の推薦を受けたグループ

※ ケアの専門家とは、医師、看護師、作業療法士、理学療法士 ** 公益法人、社会福祉協議会等

<住宅改修の対象となる住宅>

次に掲げる者が居住する住宅

- [1] 要介護認定、要支援認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業のイメージ



<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
 - 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
 - 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

<補助率>

- 高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
新築1/10(上限1,000万円/施設)
改修1/3(上限1,000万円/施設)

※ただし、高齢者居住安定確保計画等に位置づけられる高齢者・障害者・子育て生活支援施設については、補助率を45%/補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする

- 高齢者専用賃貸住宅
新築1/10(上限100万円/戸)
改修1/3(上限100万円/戸)

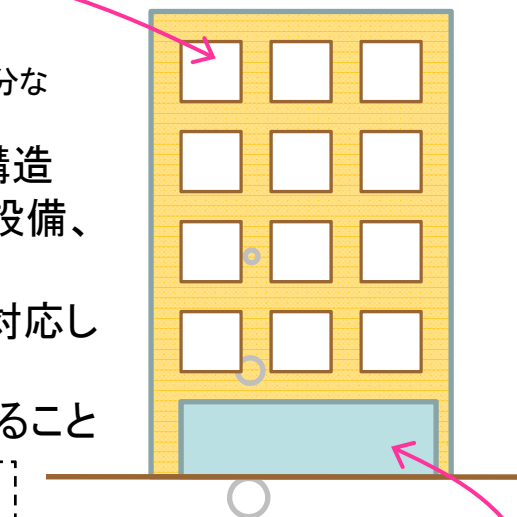
高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業のイメージ

<要件>

住宅の要件

- 5戸以上
- 原則25㎡以上
※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上
- 原則、耐火構造又は準耐火構造
- 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
- 高齢者の身体機能の低下に対応した構造・設備
- 緊急時対応サービスを受けうること

上記の要件については、都道府県等が高齢者居住安定確保計画で別の基準を定めた場合には、当該基準に適合することが必要



○住宅の共用部分等及び加齢対応構造等にも補助

管理の要件

- 高齢者向け優良賃貸住宅として地方公共団体から認定を受けること
- 高齢者向け優良賃貸住宅として10年以上管理すること
- 原則公募、抽選等公正な方法による入居者の選定、計画的な修繕、適切な事業経営計画

入居者等の要件

- 入居者が60歳以上の単身高齢者又は高齢者夫婦等であること
- 賃貸人が、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用、能力を有すること

高齢者生活支援施設等の要件

- 総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設、介護関連施設、医療施設又は訪問看護ステーション若しくはこれらに付随する収納施設等

<補助率>

- 住宅 : 新築、改修 2/3
(共用部分等及び加齢対応構造等の整備に要する費用に限る。)
- 高齢者生活支援施設等 : 新築、改修 2/3